

農業者のための 特別加入制度のしおり

農家の方も労災保険に特別加入できます



労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、傷害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方であっても、その作業の実態や災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護する必要があると認められる場合は特別に任意加入を認めています。

農業者の方の場合には、次の3つの制度のいずれかに特別加入することができます。



特定農作業従事者



指定農業機械作業従事者



中小事業主等

特別加入をすることのできる範囲

(1) 特定農作業従事者とは

年間農業生産物総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上の規模(この基準を満たす地域営農集団などを含む)で、①土地の耕作、開墾②植物の栽培、採取③家畜や蚕の飼育の作業のいずれかを行う自営農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)であって、次のアからオまでの作業に従事する方をいいます。



ア 動力により駆動する機械を使用する作業



イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業



エ 農薬の散布作業



オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業

(2) 指定農業機械作業従事者とは

自営農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う方をいいます。

① 動力耕うん機その他の農業用トラクター	⑦ 次の定置式機械または携帯式機械
② 動力溝掘機	・動力揚水機
③ 自走式田植機	・動力草刈機
④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械	・動力カッター
⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械	・動力脱穀機
⑥ トラックその他の自走式運搬用機械	・動力剪定機
	・動力剪枝機
	・チェーンソー
	・単軌条式運搬機
	・コンベヤー

(3) 中小事業主等とは

中小事業主等とは、農業の場合には常時300人以下の労働者を使用する事業主(事業主が法人の場合にはその代表者)および労働者以外でその事業に従事する方(特別加入を行うことができる事業主の家族従事者など)をいいます。

なお、継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上、労働者を使用することが見込まれる場合には、中小事業主等の特別加入の対象となります。

※「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「中小事業主等」は重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入することになります。

特別加入手続

(1) 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者として加入する場合の手続

提出するもの： 特別加入申請書（一人親方等）
提出先： 所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」という）を經由して所轄の都道府県労働局長（以下「労働局長」という）

申請手続を行う際には、作業の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを「特別加入申請書」に記入し、団体を通じて監督署長を經由して労働局長の承認を得ることが必要になります（給付基礎日額については、4 ページの表 1 を参考にしてください）。

特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請翌日から 14 日以内で申請者が加入を希望する日となります。

すでに特別加入を承認されている方で氏名や作業内容などに変更が生じた場合には、特別加入団体となっている農協などの団体を通じて「特別加入に関する変更届」を監督署長を經由して労働局長に対して提出することが必要です。

(2) 中小事業主等として加入する場合の手続

農業者の中小事業主等の方が特別加入するためには、

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

の2つの要件を満たすことが必要です。

提出するもの： 特別加入申請書（中小事業主等）
提出先： 監督署長を經由して労働局長

<加入の範囲>

原則：事業主本人のほか家族従事者など労働者以外で業務に従事している方全員を包括して特別加入の申請を行う必要があります。

例外：病気療養中、高齢その他の事情により実態として事業に従事していない事業主は包括加入の対象から除くことができます。

申請手続を行う際には、業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを「特別加入申請書」に記入し、労働保険事務組合を通じて監督署長を經由して労働局長の承認を得ることが必要になります（給付基礎日額については、4 ページの表 1 を参考にしてください）。

特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請翌日から 14 日以内で申請者が加入を希望する日となります。

すでに特別加入を承認されている方で氏名や業務内容などに変更が生じた場合には、労働保険事務組合を通じて「特別加入に関する変更届」を監督署長を經由して労働局長に対して提出することが必要です。

補償の対象となる範囲

(1) 業務災害

業務災害については、以下の項目に該当する場合に保険給付が行われます。

① 特定農作業従事者

自営農業者が、農作業場で行う耕作などの作業（「土地の耕作や開墾」、「植物の栽培や採取」、「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」）のうち、次のア～オのいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）

ア 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業

イ 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業

ウ 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業

エ 農作業場で農薬を散布する作業

オ 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触する恐れのある作業

② 指定農業機械作業従事者

ア 自営農業者が、ほ場または、ほ道の作業場において指定農業機械（1ページ参照）を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 自営農業者が指定農業機械をほ場などの作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などからほ場などの作業場へ運搬する作業を含む）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

③ 中小事業主等

ア 特別加入申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入した事業のためにする行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合（ただし、例えば資金繰りを目的とした接待に出席している場合のようにその行為が事業主の立場において行われる業務を除く）

イ 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合

ウ アまたはイに前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合

エ ア、イ、ウの就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合

オ 事業の運営に直接必要な業務のために出張する場合（ただし、例えば事業主として金融機関と融資の折衝を行う場合のようにその行為が事業主の立場で行われる業務を除く）

カ 通勤途上で次に掲げる場合

(ア) 労働者の通勤用に、事業主の提供する交通機関の利用中

(イ) 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上

キ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(2) 通勤災害

① 特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の場合

通勤災害は給付対象となっていませんが、特定農作業従事者の場合、例えば農作業に使うトラックなどに乗って自宅の格納庫からほ場へ向かう途中に負傷したときには耕作などの作業に直接附帯する行為に当たりますので業務災害として労災保険の給付対象となります。また、指定農業機械作業従事者についてもトラックなどの指定農業機械に乗って車庫からほ場まで向かう途中に負傷した場合には、同じく機械をほ場などの作業場と格納場所との間において運転する作業に当たりますので業務災害として労災保険の給付対象となります。

② 中小事業主等の場合

一般労働者と同様に取り扱われ、就業に関し、①住居とほ場などの作業場との間の往復②就業の場所から他の就業の場所への移動③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法により行い、この移動行為が業務の性質を有さない場合に通勤災害として認められることとなります。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、その逸脱・中断の間およびその後の移動は通勤災害となりません。ただし、その逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は通勤災害となります。

4 保険料

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、労働局長が決定します。

決定された給付基礎日額は事前に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって翌年度より変更することができます。(*1)

また、**年度更新期間中**にも当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、**災害発生前に申請**することが前提となりますので、給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は、給付基礎日額変更は認められません。(*2)

(注) *1、*2は平成24年度以降の給付基礎日額について適用となります。

表1 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料 算定基礎額 B=A×365日	年間保険料		
		特定農作業従事者 B×9/1000	指定農業機械作業従事者 B×5/1000	中小事業主等 B×12/1000
20,000円	7,300,000円	65,700円	36,500円	87,600円
18,000円	6,570,000円	59,130円	32,850円	78,840円
16,000円	5,840,000円	52,560円	29,200円	70,080円
14,000円	5,110,000円	45,990円	25,550円	61,320円
12,000円	4,380,000円	39,420円	21,900円	52,560円
10,000円	3,650,000円	32,850円	18,250円	43,800円
9,000円	3,285,000円	29,565円	16,425円	39,420円
8,000円	2,920,000円	26,280円	14,600円	35,040円
7,000円	2,555,000円	22,995円	12,775円	30,660円
6,000円	2,190,000円	19,710円	10,950円	26,280円
5,000円	1,825,000円	16,425円	9,125円	21,900円
4,000円	1,460,000円	13,140円	7,300円	17,520円
3,500円	1,277,500円	11,493円	6,385円	15,324円

(注) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

給付の種類

特別加入者に対する保険給付の種類については、表2の通りです。

なお、被災した場合に労災保険より給付される額については、右欄に具体的な例（給付基礎日額が1万円の場合に給付される額）を記載していますので、それぞれ特別加入時に承認された給付基礎日額に置き換えて算出してください。

表2 給付一覧表

保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例(給付基礎日額10,000円の場合)
療養補償給付 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	必要な治療が無料で受けられます。	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく)必要な治療が無料で受けられます。
休業補償給付 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。	(20日間休業の場合) ①休業(補償)給付 1万円×0.6×(20-3)=10万2千円 ②休業(補償)特別支給金 1万円×0.2×(20-3)=3万4千円
障害補償給付 障害給付	[障害補償年金・障害年金] 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 [障害補償一時金・障害一時金] 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	障害(補償)年金の場合、第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 障害(補償)一時金の場合、第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。	(第1級の場合) ①障害(補償)年金 1万円×313=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円
遺族補償給付 遺族給付	[遺族補償年金・遺族年金] 業務災害または通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じてかわります) [遺族補償一時金・遺族一時金] (a)遺族補償年金、遺族年金を受けうる遺族がいない場合 (b)遺族補償年金、遺族年金を受けている方が失権し、かつ他に遺族補償年金または遺族年金を受けうる方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合	遺族の人数が1人の場合、給付基礎日額の153日分または175日分が支給されます。 2人の場合201日分、3人の場合223日分、4人以上の場合245日分が支給されます。 遺族(補償)一時金の場合で左欄の(a)の場合には給付基礎日額の1,000日分が支給されます。 (b)の場合は給付基礎日額の1,000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。	遺族特別支給金は300万円が一時金として支給されます。	[遺族(補償)年金で遺族が4人の場合] ①遺族(補償)年金 1万円×245日=245万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円 [遺族(補償)一時金支給事由(a)で遺族が4人の場合] ①遺族(補償)一時金 1万円×1000日=1000万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。	①1万円×60=60万円 ②31万5千円+(1万円×30)=61万5千円 よって高い額の②が支払われることとなります。
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日に(a)傷病が治っていないこと(b)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合、または同日後いずれにも該当することとなった場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。	(第1級に該当する場合) ①傷病(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円
介護補償給付 介護給付	業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	(常時介護の場合)介護の費用として支出した額(104,530円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が56,720円を下回る場合は一律定額として56,720円が支給されます。 (随時介護の場合)介護の費用として支出した額(52,270円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が28,360円を下回る場合は一律定額として28,360円が支給されます。		

(注) 休業(補償)給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。

〔農業従事者への労災保険の適用について〕

〔質問〕

私は特別加入している農業者ですが、最近になって労働者を雇うようになりました。5人未満の労働者を使用する場合には必ずしも労働者を労災保険に加入させなくてもよいと聞きましたが、本当でしょうか。

〔回答〕

法人の事業及び、常時5人以上の労働者を使用する個人事業については、労災保険は強制加入となっています。しかし、常時5人未満の労働者しか使用していない個人経営の事業については、労災保険の任意加入申請を行わない限り、労働者に労災保険制度の適用はありません。

ただし、その事業に使用される労働者の過半数が希望する場合、事業主は、労災保険の加入申請をしなければなりません。

また、事業主などが特別加入をする場合は、使用している労働者にも労災保険が適用されることとなりますので、労災保険の加入申請を行う必要があります。

なお、事業主などは法人の事業であれば中小事業主等として、個人事業であれば特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者、中小事業主等のいずれかを選択して特別加入することができます。

〔加入時健康診断について〕

〔質問〕

特別加入申請時に健康診断が必要な場合があると聞きましたが、どのような時に必要となりますか。

〔回答〕

特別加入をする際に業務の種類とこれに従事していた期間に応じて健康診断を受ける必要があります。例えば「振動工具（チェーンソーなど）使用の業務」の場合で特別加入前に振動工具を使用した業務を通算して1年を超えて行っていた場合は、加入申請時に健康診断を受ける必要があります。加入時健康診断の結果により症状や障害の程度が一般的に療養に専念しなければならないと判断される場合には特別加入が認められませんし、その症状または障害の程度が特定業務からの転換が必要と認められる場合には、特定業務について特別加入は認められません。

〔軽トラック点検・整備中の災害について〕

〔質問〕

私は、自営農業者で特定農作業従事者として特別加入している者です。毎日自宅から畑まで、軽トラックで往復しているのですが、先日軽トラックが故障し、点検・整備を行っている最中に誤って負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けることができるでしょうか。なお、私は、軽トラックで収穫した野菜や資材などを運搬しています。

〔回答〕

軽トラックを使って農産物や農業に使う資材などを運ぶ行為は、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たります。また、軽トラックの点検・修理についても農業者によって日常行うことのできる程度の軽微な作業であれば、土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たりますので、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔急な斜面での作業中の災害について〕

〔質問〕

私はみかん畑で働く自営農業者で特定農作業従事者として特別加入している者ですが、勾配が40～45度位になっている段のある畑で、下の段から2メートル以上の場所で作業を行っているときに転落してしまい負傷しました。このような場合にも労災保険による給付を受けることができるでしょうか。

〔回答〕

このみかん畑は勾配が40度以上の急な斜面であり、高さが2メートル以上の箇所で作業していることから、この負傷は業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔集荷施設に農産物を運ぶ作業中の災害について〕

〔質問〕

私は自営農業者で特定農作業従事者として特別加入している者ですが、収穫した野菜を農協の集荷施設までトラックで運搬している最中に事故を起こし負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けられるのでしょうか。

〔回答〕

農産物を共同集荷施設までトラックなどで運ぶ集荷作業は、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たることから、あなたの場合には業務災害として労災保険による給付を受けることができます。ただし、箱詰めされるなどすでに商品化された農産物を出荷施設まで運ぶ出荷作業については、植物の栽培等に直接附帯する行為には当たらず、労災保険による給付の対象になりませんのでご注意ください。

〔ライスセンターでの作業中の事故について〕

〔質問〕

私は特定農作業従事者として特別加入している自営農業者ですが、ライスセンターで収穫した米を乾燥させている作業中に負傷してしまいました。この場合でも労災保険による給付は行われるのでしょうか。

〔回答〕

米は、刈り取ったもみを乾燥させて初めて農産物を収穫したものとして取り扱われることとなります。この場合の乾燥は天日によるものだけではなく、機械による場合でも同様に考えられることから、収穫した米をライスセンターで乾燥させる作業は植物の栽培等の作業に含まれることとなります。したがって、ライスセンターは農作業場に当たりますので、動力により駆動される機械を使用して作業中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の通勤災害について〕

〔質問〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の場合には通勤災害について労災保険の適用がないと聞きましたが、自宅の車庫から軽トラックをほ場まで運転中に負傷した場合にも、労災保険の適用がないのですか。

〔回答〕

特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために車庫からほ場まで軽トラックを運転する行為は耕作などの作業に直接附帯する行為に当たするため、業務災害として労災保険が給付されます。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って車庫からほ場まで向かう途中に被災した場合には業務災害として労災保険が給付されます。

確かに特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については通勤災害の適用はありませんが、自宅とほ場との間をトラックなどの運搬機械を用いて往復している場合には、業務災害として保護されることとなります。

〔中小事業主等の出張について〕

〔質問〕

私は、中小事業主等として特別加入している者ですが、出張中に被災した場合にも労災保険が給付されるとききましたが、本当でしょうか。

〔回答〕

中小事業主等で出張中に被災した場合、その出張が「事業の運営に直接必要な業務のために出張する場合」であれば労災保険の給付を受けることができます。「事業の運営に直接必要な業務のために出張する場合」とは、具体的には、苗を買い付けに行ったり、農作業機械を購入するために販売店へ出かけること、または他の農業施設に見学に行くことなどがこれに該当することとなります。

詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。